

27 消安第 4481 号
平成 27 年 11 月 27 日

農薬製造者団体の長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農薬の登録申請において提出が必要な試験成績について
（「無人ヘリコプターによる散布」関係）

農薬の登録申請において提出が必要な試験成績については、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知。以下「局長通知」という。）で示されているところである。

今般、平成 27 年 10 月 20 日に行われた国家戦略特別区域諮問会議において、規制改革事項の追加として、「農薬を従来と同じ濃度等でドローン等でも使用する際、申請時のデータ提出不要の明確化」に係る事項が審議されたところである。このことを踏まえ、無人ヘリコプターによる散布に係る登録申請における局長通知の取扱いについて、下記のとおり明確化することとしたので、御了知の上、貴会会員に周知願いたい。

記

使用方法を「散布」としている登録農薬について、濃度等を変えずに、その使用方法に「無人ヘリコプターによる散布」を追加する登録申請を行う場合においては、局長通知第 5 の(1)に当たるものとして、新たな試験成績の提出は要しないこと。

規制改革事項の追加について

平成 27 年 10 月 20 日
国家戦略特別区域担当大臣
石 破 茂

- 現在、改訂成長戦略に記載した事項に加え、各特区の区域会議からの要望や募集した全国提案から、次期国会も見据え、特区ワーキンググループにおける協議により、規制改革事項の追加を議論中。
- 主な事項は、以下のとおり。(全国措置等により対応するものも含む。また、今後とも更なる追加があり得る。)

1、議論が概ねまとまりつつあるもの

- テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
- 特区薬事戦略相談制度の創設による革新的医療機器の開発迅速化
- 「シニア・ハローワーク(仮称)」の設置による50歳以上の求職者への重点的な就労支援
- 農林漁業者のみに適用される民宿の特例(延床面積)の拡充
- 特別免許状付与の拡大等による外国人等の外部人材活用促進のためのデータベース整備
- 特区における小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化
- 農薬を従来と同じ濃度等でドローン等でも使用する際、申請時のデータ提出不要の明確化

2、議論が続いているもの

- 過疎地域等での自家用車ライドシェアの拡大
- 入国管理業務の民間委託の拡充
- クールジャパン外国人材(アニメ・料理・ファッション・デザイン等)の受入促進
- 保育所設置の際の「子ども1人でも保育士有資格者2人」義務緩和
- 工場立地の際の緑地・環境施設設置要件の緩和(EV用駐車場など)
- 「道の駅」の設置主体(地方公共団体等)の民間拡大 など

(参考2)

○農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）（抄）

最終改正 平成26年5月15日26消安第532号農林水産省消費・安全局長通知

（別紙）

第1～第4 （略）

第5 試験成績の代替について

（1）農薬の登録申請において提出することとされている試験成績の一部が、既に他の登録申請において提出されており、かつ、これらの試験成績を当該申請に係る農薬の試験成績として利用することができる認められる場合には、申請者は、別記様式による試験成績代替書を当該試験成績に代えて提出することができる。

この場合において、利用しようとする試験成績を提出した者が当該申請者と異なる場合にあつては、当該申請者は、利用しようとする試験成績を提出した者が当該試験成績を利用して差し支えない旨を記した書類を添付しなければならない。

（2） （略）

第6～第8 （略）